

○学校法人常翔学園学外機関との研究における秘密情報管理規定

2015年9月29日

学園662

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「各大学」という)が、学校法人常翔学園委託研究取扱規定、学校法人常翔学園学外機関共同研究取扱規定、学校法人常翔学園学術指導取扱規定(以下「研究関連規定」という)に基づき実施する民間等外部の機関(以下「外部機関」という)との研究、試験(以下「研究等」という)を推進するにあたり、相手方より開示もしくは提供を受けまたはその他の方法により知り得た秘密情報、または研究等の遂行中に発生した秘密情報について、管理・運営の行動規範を示すとともに秘密情報の漏えいを未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義をつぎのとおり定める。

- イ 研究担当者 各大学において研究関連規定に基づき共同研究契約または委託研究契約(以下「研究契約等」という)を締結した当該研究等に携わる各大学の教職員(以下「職員等」という)をいう。
- ロ 研究協力学生 大学院学生および学部学生(研究生その他各大学において修学する者を含む)であって、外部機関と協議の上、つぎに掲げる要件をすべて満たす当該学生をいう。
  - a 研究等への参加・協力が、教育上有益と認められること。
  - b 研究担当者から研究契約等の説明を受けて、本人も自分の意思で研究等に参加・協力を希望していること。

(規定の適用範囲)

第3条 この規定は、研究契約等によって実施される研究等の遂行上、秘密情報の開示が必要な研究担当者、研究協力学生に適用する。

(秘密情報)

第4条 この規定において、秘密情報とは、つぎの各号に該当する情報をいう。

- イ 研究等により創出した情報のうち、つぎに掲げる要件をすべて満たす情報
  - a 秘密であることが認識可能であることおよびその情報へのアクセスを制限していること。
  - b 産業上、技術上または学術上有用であること。

- c 公然と知られていないこと。ただし、書物、学会発表またはインターネット等から容易に入手できることが証明できるものは除く。
- ロ 研究契約等の遂行にあたり、当該研究契約等の相手方から開示もしくは提供を受けまたはその他の方法により知り得た情報
  - ただし、研究契約等に別段の定めがある場合を除き、つぎのいずれかに該当する情報は含まれない。
  - a 公知・公用のもの
  - b 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの
  - c 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの
  - d 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの
  - e 開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの

#### (秘密情報の指定)

第5条 研究担当者は、情報の性格、重要性、第三者との契約等を考慮し、秘密情報の指定を行うものとする。

- 2 秘密情報が文書の形態をとる場合は、研究担当者または秘密情報の開示を受けた関係者は、書類については、第一紙面上またはその他の適当な場所に「マル秘」または「秘密文書である旨のその他の表示」を付し、電磁的記録については、「秘密文書である旨を入力」するか、または格納媒体の適当な場所に書類と同様の表示を付すものとする。
- 3 研究担当者は、秘密情報として管理すべき期間を研究契約等に規定する期間以外に一定期間に限定することが適当であると判断するときは、秘密保持の有効期間を設定することができる。

#### (秘密情報の管理)

第6条 第3条の規定により秘密情報を保有する者は、秘密情報の漏洩、不正使用または不正開示が生じないように、秘密情報を保管庫等に施錠して保管しなければならない。ただし、コンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報については、主体認証、パスワードによるアクセス制御を行い、必要に応じて暗号化その他の措置をとる等により、管理の徹底に努めなければならない。

- 2 第3条の規定により秘密情報を保有する者は、コンピュータ等の電子機器に保存されている電子情報が、研究室内の他の電子機器から閲覧等ができる場合は、第1項の管理以外に証跡管理の実施にも努めなければならない。

#### (秘密情報管理責任)

第7条 研究担当者は、秘密情報管理の直接的な責任を負うものとし、研究契約等の期間

満了後または契約中止後も、研究契約等に明記される秘密保持の有効期間中、秘密漏洩防止につき必要な措置を講じるとともに、秘密管理の徹底に努めなければならない。

- 2 研究担当者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合、上長を経由して速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告に基づいて、研究支援・社会連携センター長または副センター長をもって問題解決に当たらせることができる。

#### (複製)

第8条 秘密情報の複製は、関係者が秘密情報を使用して研究を遂行する上で、その複製がやむを得ない場合に限り、研究担当者の承認を得て、必要最小限度の範囲内で認められるものとする。やむを得ず複製した場合であっても、関係者は用済み後直ちに複製物を消去または廃棄するものとする。

#### (抹消)

第9条 秘密情報が記録された媒体または複製物を消去または廃棄する場合は、復元または判読が不可能な方法により、これを行うものとする。

#### (秘密情報の学内での開示)

第10条 秘密情報の開示は、研究等の遂行上必要な研究担当者、研究協力学生および産学連携・研究支援に携わる職員の範囲とする。

- 2 研究担当者は、秘密情報を開示した研究担当者、研究協力学生および産学連携・研究支援に携わる職員に対し秘密保持を徹底させるものとする。なお、研究協力学生に対しては、つぎの各号に掲げる事項を誓約する誓約書を提出させるものとする。

イ 学校法人常翔学園発明規定に従うこと

ロ 秘密を保持すること

- 3 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力学生および産学連携・研究支援に携わる職員は当該秘密情報を秘匿しなければならない。

#### (秘密情報の学外への開示)

第11条 研究担当者は、秘密情報を学外の第三者に開示しようとするときは、当該秘密情報に関する研究契約等の相手方の同意を得なければならない。

- 2 前項の相手方の同意が得られた場合は、当該開示先の第三者と、当該相手方の同意内容に基づき、秘密保持契約を締結しまたは誓約書を提出させる等の方法により秘密保持義務を課すものとする。

#### (異動または退職後等の守秘義務)

第12条 秘密情報の保有者は、異動、退職後または卒業後、在職または在学中に知り得た秘密情報を、その保持の有効期間中第三者に開示または漏洩してはならない。

2 研究担当者は秘密情報の保有者に対し、異動、退職、卒業または修了等に当たって、秘密保持契約の締結または誓約書の提出を求めることができる。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、各大学の学長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2015年12月1日から施行する。

2 この改正規定は、2017年6月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。